

海津市 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

平成24年度～平成26年度

— 概要版 —

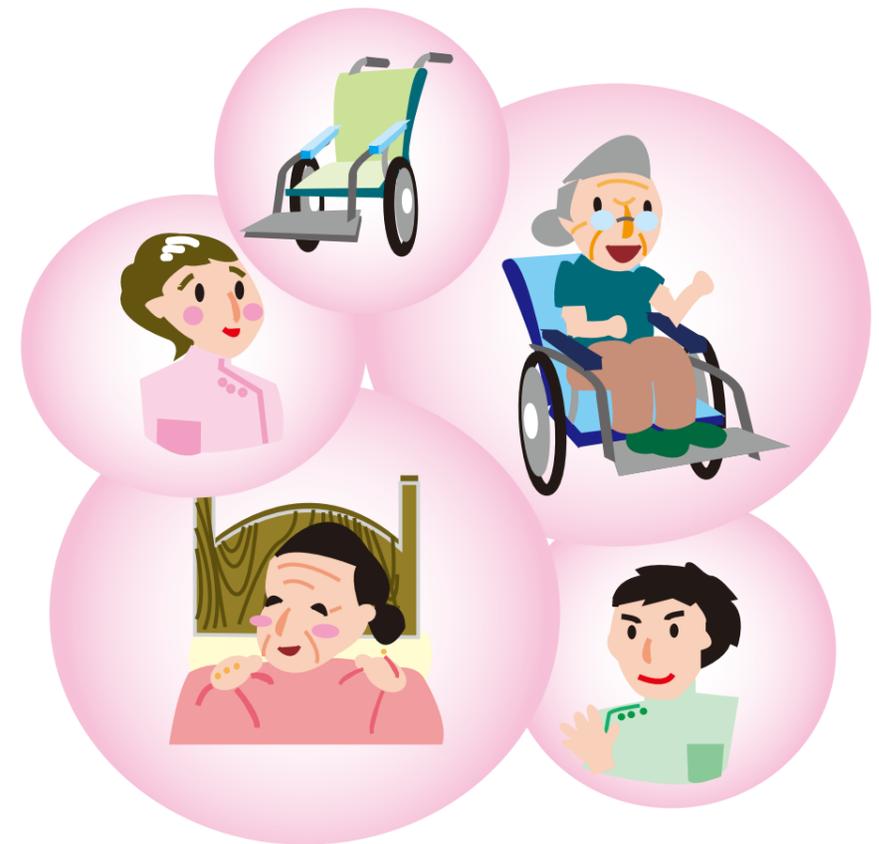


海津市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 【平成24年度～平成26年度】

概要版

発行：海津市高齢福祉課

〒503-0495 海津市南濃町駒野奥条入会地99番地2
TEL：0584-55-0332 FAX：0584-55-0340



平成24年3月
海津市

1 なぜ計画を作るのか

この計画は、海津市のすべての高齢者が、個人の尊厳を保ちながら住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせるように、介護、介護予防、生活支援などの各種施策の内容と、サービスの提供体制などを具体的に計画し、市民とともに推進していくことを目的として、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間として策定しました。

計画策定の背景

出生率の低下

我が国は、現在、急速に少子化が進んでいます。

少子化傾向は多少回復の兆しをみせてはいるものの、合計特殊出生率でみると、現在の人口を維持するために必要な2.08を大きく下回り、平成22年（2010年）には月報年計で1.39となっています。

高齢者を支える若年者の減少は、今後、ますます大きな問題となってきます。

高齢化の進行

高齢化はますます進んでおり、「団塊の世代」（昭和22～24年生まれ）がすべて高齢者（65歳以上）に達する平成27年（2015年）という節目の年が目前に迫っています。さらに、その10年後の平成37年（2025年）には75歳以上の後期高齢者となり、ますます高齢者が増加します。

介護保険サービス利用の増加

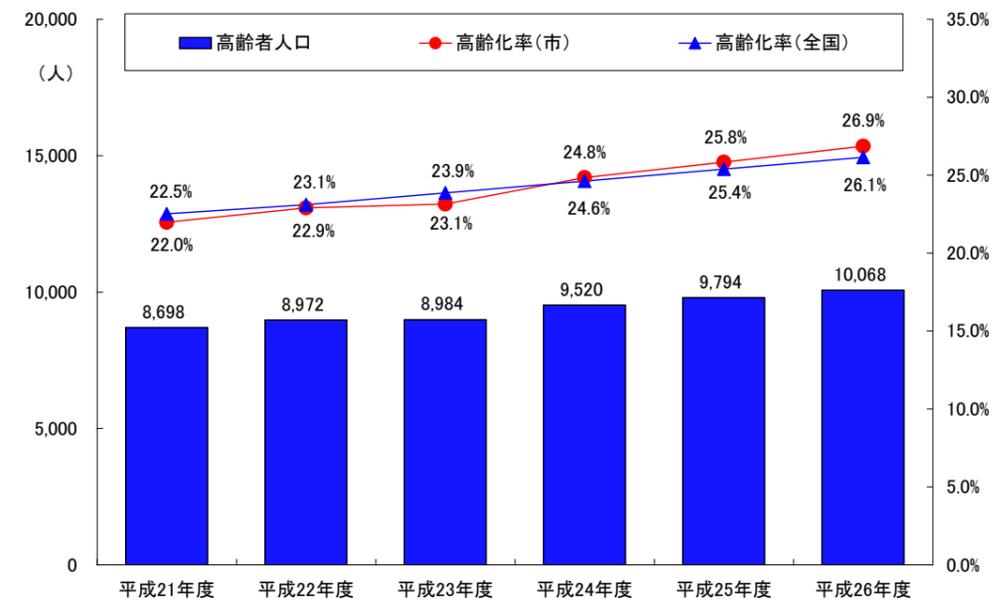
高齢化に伴う介護保険サービス利用者の増加により、市の介護保険財政は膨張を続けています。今後、高齢者が急増することが見込まれ、サービス利用も増加することが予測されます。サービス利用の増加は、市民の皆様にご負担いただいている介護保険料の上昇を招きます。市民の健康な生活を守るとともに、市民の保険料負担の増大を抑えるためにも、介護予防の重要性はますます大きくなってきています。

2 高齢者数等の推計

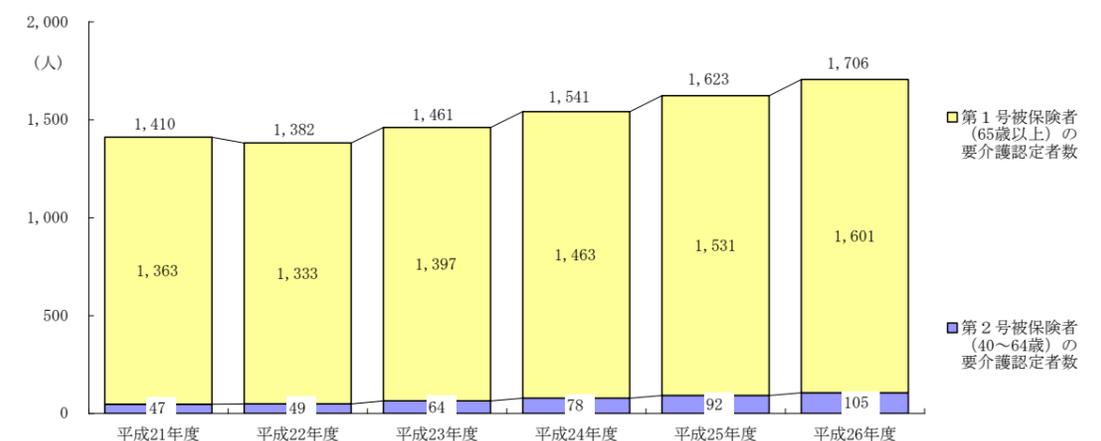
本市の高齢者人口は、平成23年度の約9,000人から平成26年度には10,000人強に増加するものと、また、高齢化率も、平成23年度の23.1%から平成26年度には26.9%になるものと推計されます。

こうした高齢者人口の増加等により、要介護認定者数も、平成23年度の1,400人台から平成26年度には1,700人台に増加するものと推計されます。

高齢者人口・高齢化率の推計



要介護(要支援)認定者数の推計



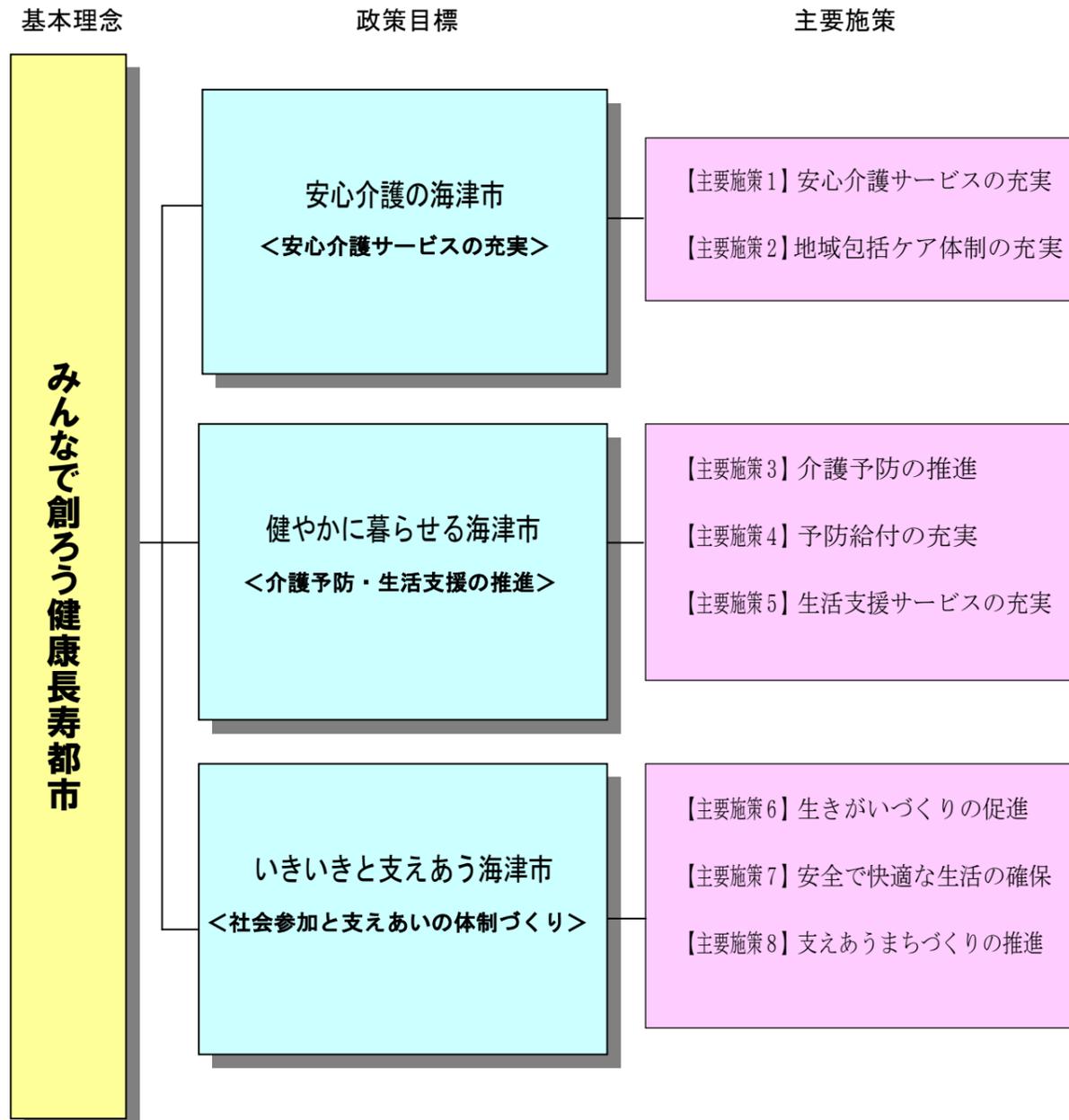
3 めざす基本的方向

〔基本理念〕

みんなで創ろう健康長寿都市

施策の骨格（体系図）

基本理念を達成するため、3つの政策目標と8つの主要施策を定めます。



政策目標1 安心介護の海津市（安心介護サービスの充実）

介護が必要になっても、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護基盤が充実した海津市を創ります。

施策体系

主要施策	施策項目	個別施策・サービス
1 安心介護サービスの充実	(1) 介護サービスの充実	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 居宅介護支援
	(2) 地域密着型サービスの充実	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス 介護予防・日常生活支援総合事業
	(3) 施設サービスの充実	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
	(4) 介護サービスの質の向上	介護人材の育成・確保 ケアマネジメントの質の向上 サービス評価の実施促進 介護給付等費用適正化事業
2 地域包括ケア体制の充実	(1) 地域医療体制の確保と強化	地域医療体制の確保・強化 救急医療体制の確保・強化 医療機関相互の機能分担と連携強化 かかりつけ医の重要性の啓発
	(2) 地域包括支援センターを中心としたネットワークづくり	総合的な相談支援の実施 高齢者虐待ネットワーク維持・強化 権利擁護制度の利用促進 地域包括ケアネットワークづくり

政策目標2 健やかに暮らせる海津市（介護予防・生活支援の推進）

高齢者をはじめすべての市民が、いつまでも心身ともに健康で暮らせる海津市を創ります。

施策体系

主要施策	施策項目	個別施策・サービス
3 介護予防の推進	(1) 二次予防事業の推進	基本チェックリストの実施と介護予防ケアプランの作成 通所型介護予防事業 訪問型介護予防事業 二次予防事業評価事業
	(2) 一次予防事業の推進	介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 一次予防事業評価事業
4 予防給付の充実	(1) 居宅介護予防サービスの充実	介護予防訪問介護 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具販売 介護予防支援 その他の居宅介護予防サービス
	(2) 地域密着型介護予防サービスの充実	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
5 生活支援サービスの充実	(1) 在宅福祉サービスの充実	食事支援サービス事業 緊急通報システム事業 寝具乾燥サービス 訪問理美容サービス 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ） 家族介護者への支援 見守りメッセージ訪問事業
	(2) 施設福祉サービスの充実	地区拠点施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 有料老人ホーム

政策目標3 いきいきと支えあう海津市（社会参加と支えあいの体制づくり）

高齢者がいきいきと自立した生活を確保できるよう、生きがい活動や交流活動を積極的に推進し、すべての市民が共に支えあう、豊かな福祉の海津市を創ります。



施策体系

主要施策	施策項目	個別施策・サービス
6 生きがいづくりの促進	(1) 就労対策の促進	シルバー人材センターの活動支援 高齢者の就労支援
	(2) 交流活動の促進	老人クラブ活動の充実 生涯学習機会の拡大 生涯スポーツ・レクリエーション機会の拡大 世代間交流の促進
7 安全で快適な生活の確保	(1) 認知症高齢者支援の充実	認知症サポーターの養成 地域での認知症予防活動の推進 認知症高齢者の介護環境の整備 認知症に関する相談の充実
	(2) 人にやさしいまちづくりの推進	利用しやすい公共空間の整備 交通手段の確保 暮らしやすい住宅づくりの促進
	(3) 安全・安心対策の充実	防災体制の充実 防犯対策の充実 交通安全対策の推進
8 支えあうまちづくりの推進	(1) 地域福祉の推進	福祉教育の推進 社会福祉協議会への支援 地域保健福祉リーダーの育成 ボランティア活動の活性化 高齢者見守り体制の強化

4 介護サービスの見込み量

介護サービスの見込み量は以下の通りです。

月平均利用人数の見込み 単位：人

		介護サービスの合計			うち予防給付		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
居宅サービス	①訪問介護	146	148	150	38	38	38
	②訪問入浴介護	24	24	25	1	1	1
	③訪問看護	70	72	73	4	4	4
	④訪問リハビリテーション	10	10	11	0	0	0
	⑤居宅療養管理指導	85	85	85	5	5	5
	⑥通所介護	465	473	480	72	73	74
	⑦通所リハビリテーション	200	203	206	30	31	31
	⑧短期入所生活介護	109	111	113	4	4	4
	⑨短期入所療養介護	34	34	35	4	4	4
	⑩特定施設入居者生活介護	8	8	8	3	3	3
	⑪福祉用具貸与	426	433	440	51	52	53
	⑫特定福祉用具販売	10	10	10	2	2	2
	⑬住宅改修	8	8	8	2	2	2
	⑭居宅介護支援	814	831	847	154	157	159
地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0			
	②夜間対応型訪問介護	0	0	0			
	③認知症対応型通所介護	8	9	10	0	0	0
	④小規模多機能型居宅介護	23	24	25	1	1	1
	⑤認知症対応型共同生活介護	91	91	91	0	0	0
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0			
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	58	58	57			
	⑧複合型サービス	0	0	0			
施設介護保険	①介護老人福祉施設	145	145	145			
	②介護老人保健施設	146	146	146			
	③介護療養型医療施設	8	8	8			

高齢者数や要介護認定者数の伸びなどにより、多くのサービスで利用人数や給付費の増加を見込んでいます。

年間介護給付費の見込み 単位：千円

		介護給付費の合計			うち予防給付		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
居宅サービス	①訪問介護	70,513	71,155	71,941	7,885	7,813	7,885
	②訪問入浴介護	13,833	14,089	14,453	743	743	743
	③訪問看護	35,652	36,618	36,919	1,896	1,896	1,896
	④訪問リハビリテーション	5,218	5,218	5,285	0	0	0
	⑤居宅療養管理指導	17,653	17,653	17,653	398	398	398
	⑥通所介護	451,731	457,715	462,216	30,052	30,052	30,052
	⑦通所リハビリテーション	180,142	182,273	184,887	15,251	15,548	15,548
	⑧短期入所生活介護	118,551	120,596	122,641	751	751	751
	⑨短期入所療養介護	35,753	35,753	37,376	1,116	1,116	1,116
	⑩特定施設入居者生活介護	13,758	13,758	13,758	4,604	4,604	4,604
	⑪福祉用具貸与	9,762	9,801	9,940	1,741	1,780	1,803
	⑫特定福祉用具販売	3,156	3,156	3,156	544	544	544
	⑬住宅改修	11,675	11,675	11,675	2,740	2,740	2,740
	⑭居宅介護支援	133,548	136,046	138,492	8,072	8,229	8,334
地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0			
	②夜間対応型訪問介護	0	0	0			
	③認知症対応型通所介護	10,923	12,732	12,732	0	0	0
	④小規模多機能型居宅介護	47,299	48,970	50,642	564	564	564
	⑤認知症対応型共同生活介護	248,579	248,579	248,579	0	0	0
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0			
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	168,634	168,634	168,634			
	⑧複合型サービス	0	0	0			
施設介護保険	①介護老人福祉施設	419,944	419,944	419,944			
	②介護老人保健施設	454,162	454,162	454,162			
	③介護療養型医療施設	30,573	30,573	30,573			
合計		2,481,060	2,499,102	2,515,658	76,355	76,778	76,978

5 第1号被保険者の介護保険料

介護保険制度では、介護サービスを提供するのにかかる費用を税金などを財源とする公費と、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）の介護保険料によってまかっています。

第2号被保険者の介護保険料は、医療保険者（お勤め先の健康保険組合等）ごとに定められ、医療保険の保険料の一部として一括して徴収されます。

介護保険の「保険者」である海津市が徴収する第1号被保険者の介護保険料額は、本計画に基づいて定めています。

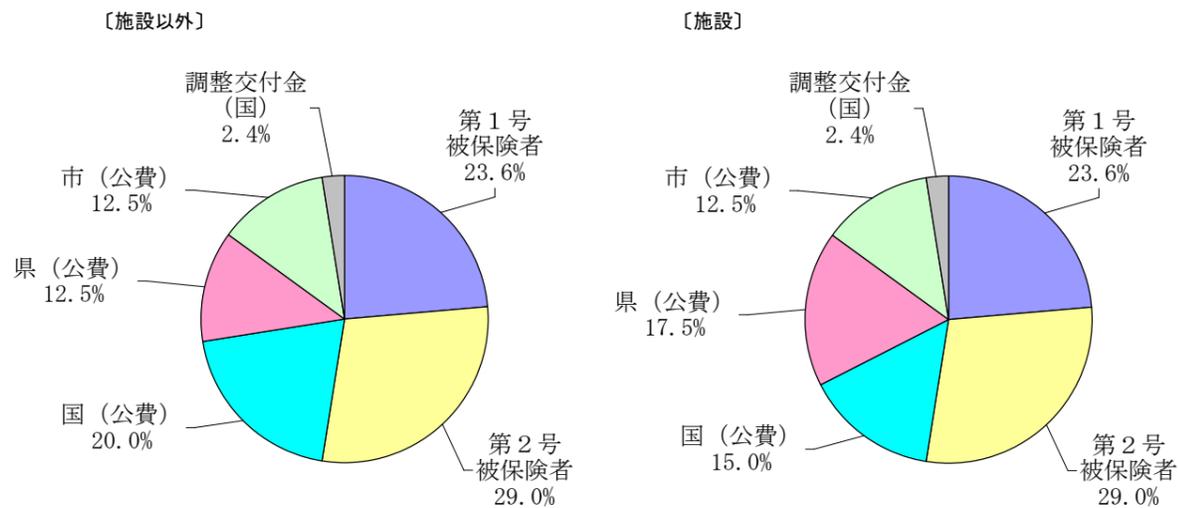
第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直すこととされており、平成24～26年度においては、基準所得段階である「第4段階その2」の方で、月額5,380円、年額64,500円（月額5,380円×12か月＝64,560円 100円未満切捨て）となります。

第1号被保険者の年額介護保険料（平成24～26年度）

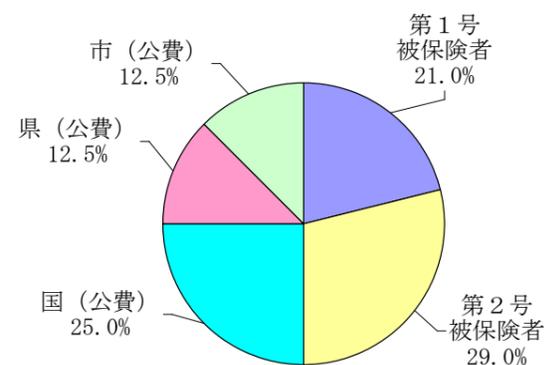
	介護保険料	基準額に対する割合
第1段階	32,200円	0.50
第2段階	32,200円	0.50
第3段階	その1 45,100円	0.70
	その2 48,400円	0.75
第4段階	その1 58,700円	0.91
	その2 64,500円	1.00
第5段階	83,900円	1.30
第6段階	100,000円	1.55
第7段階	109,700円	1.70
第8段階	116,200円	1.80

第1号被保険者の介護保険料は、本人の所得段階に応じて、基準額の0.5から1.8倍となります。所得段階は、法制度上は6段階とすることが原則ですが、保険料の負担軽減を目的として、第4期の第4段階の細分化に加え、さらに、第3段階においても細分化を行うことにより負担の軽減を図ります。一方、安定的な介護保険制度の運営のため、被保険者の負担能力に応じた保険料の負担を求めるとし、新たに第7段階、第8段階を設定し、表の通りとします。

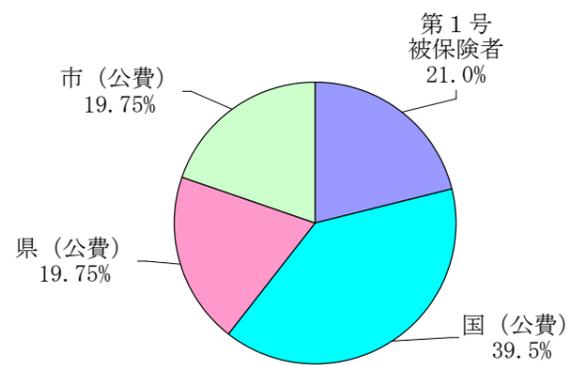
介護保険給付費の財源構成



地域支援事業の介護予防事業の財源構成



地域支援事業の包括的支援事業・任意事業の財源構成



【参考】所得段階の基準

所得段階	基準
第1段階	生活保護を受給している人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が年間80万円以下の人
第3段階	その1 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が年間80万円を超え120万円以下の人
	その2 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が年間120万円を超える人
第4段階	その1 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が年間80万円以下の人
	その2 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が年間80万円を超える人
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の人
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の人